

## 管理計画の目次ごとの修正方針

※赤字の章・項目は前回からタイトルの修正・追加が生じたもの。ページ番号は現行の管理計画の日本語版のもの。

目次	頁	修正及び追記の方針
1. はじめに	1	・推薦書に合わせて修正。
2. 計画の基本的事項	2	
1) 計画の目的	2	
2) 計画の対象範囲	2	・周辺地域を「周辺管理地域」に変更
○推薦地	2	・国立公園の地種区分や森林生態系保護地域の区域指定状況と推薦地の関係性について修正。 ・区域調整中のため文言も調整中
○緩衝地帯	2	・位置づけ等に関する説明・表現について修正。 ・区域調整中のため文言も調整中
○ <b>周辺地域周辺管理地域</b>	2	・位置づけ等に関する説明・表現について修正。
図1	3	
図2	4	
図3	5	
図4	6	
図5	7	・推薦区域等調整中のため、後日差し替え。
3) 計画の構成	8	
4) 計画の期間	9	
5) 計画の進捗管理及び見直し	9	・モニタリング計画の検討内容を踏まえて修正。
3. 推薦地の概要	10	
1) 位置等	10	
2) 総説	10	
3) 自然環境	10	
(1) 地形・地質	10	
(2) 気候	11	
(3) 植生	12	・推薦書に合わせて修正。
(4) 植物相	12	
(5) 動物相	12	
(6) 地史と陸生生物の種分化	14	
(7) 島嶼生態系への動物の適応進化	14	
4) 社会環境	15	
(1) 産業	15	
(2) 歴史	15	・北部訓練場の記載について、一部返還が行われたことについて追記・修正。
(3) 自然と人との共生の文化	16	
(4) 観光利用	17	・時点修正。
4. 管理の目標	18	
1) 全体目標	18	
○クライテリア (ix) 生態系	18	・削除 (クライテリア (x) による推薦のため)。
○クライテリア (x) 生物多様性	18	・推薦書に合わせて修正。
2) 地域区分別目標	18	
(1) 推薦地	18	
(2) 緩衝地帯	18	
(3) <b>周辺地域周辺管理地域</b>	18	
3) <b>管理に当たって必要な視点地域参加型管理目標</b>	19	・IUCN 勧告 (2c) 「土地所有者や利用者による推薦資産の戦略的及び日常的な管理への参画を確保」に対応するため、記載内容を修正。特に、戦略的・日常的に推薦資産の管理に参画いただくことが重要であることを明記。現行計画に記載のある「地域住民と連携・協力」において、土地所有者という表現や推薦地の管理への参画も明記。
5. 管理の基本方針	20	
1) 保護制度の適切な運用	20	
(1) 国立公園	20	・奄美群島国立公園の指定、やんばる国立公園の拡張等の状況・調整プロセスについて追記・修正。
(2) 森林生態系保護地域	20	・やんばる森林生態系保護地域の新規指定について追記・修正。
(3) 鳥獣保護区	21	・時点修正。
(4) 天然記念物	22	
(5) <b>希少野生動植物種の保護に関する法令等</b>	新規	・2) (2) に記載のあった、種の保存法・希少種保護条例等について、転記。 ・希少野生動植物種等の指定状況について時点修正。 ・竹富町自然環境保護条例の改正内容を簡潔に追記。

目次	頁	修正及び追記の方針
(6) 外来種対策に関する法令等	新規	・3) (1) に記載のあった、外来生物法について転記。
2) 希少種の保護・増殖希少種への人為的影響の防止	24	・クライテリア (x) で推薦するため、希少種の保護・増殖が重要視されるものと考えられる。したがって、希少種保全が充実していることを示すため、全体的に記載内容を修正。
<del>(1) 希少種に関する調査・研究</del>	24	・モニタリングに係る記載のため、後述の8) 適切なモニタリングと情報の活用の項目に移動。
<del>(2) 希少野生動植物種の保護増殖の推進</del>	25	・1) (5) に移動。
(1-3) 希少種の交通事故等の防止	25	・時点修正。 ・取組内容について追記。
(2-4) 希少種の密猟・盗採違法採集の防止	25	・関係者や研究者との連携体制について追記。 ・沖縄島北部における国頭村営林道の夜間通行規制について記載。 ・他の地域の検討状況を追記。
3) 外来種による影響の排除・低減	26	・IUCN 勧告 (3) 「既存の侵略的外来種対策事業を、生物多様性に負の影響を与える他の全ての種を対象に拡大」に対応するため、外来種対策についての記載を拡充。
(1) 侵略的外来種の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応及び侵入初期における防除	26	
(2) 既に侵入・定着が確認されているの侵略的外来種の防除事業の計画的推進	26	・マングース対策について主に記載されているため、その他の現在進行中の外来種対策について追記。(例：ツルヒヨドリやアメリカハマグルマ、シロアゴガエル等の防除) ・鹿児島県外来種対策基本方針及び沖縄県外来種対策指針に基づく外来種防除事業の計画的推進について追記。 ・侵略的外来種の生息・生育情報の収集・整理及び対策優先種の検討が進められていることを明記。(各県が検討済) ・地域住民や地域の関係団体等も参画する取組が重要であることや具体的に取組を進めていること等を明記。 ・全管理機関が一体となって外来種対策に取り組むことを強調。
(3) ネコ・イヌによる影響の排除・低減	27	・奄美大島ノネコ管理計画の策定及び推進について明記。 ・各市町村のネコの適正飼養に関する条例について追記。
(4) 飼育・栽培個体等による生態系への影響の防止	27	
4) 北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力	新規	・推薦書に合わせて追記。(調整中)
<del>4-5) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和</del>	28	・林業について追記。
<del>5-6) 適正利用とエコツーリズム適切な観光管理の実現</del>	28	・IUCN 勧告 (4) 「観光開発計画及び訪問者管理計画の実施」に対応するため、記載内容・表現を全体的に見直し、充実させる。
(1) エコツーリズム等の持続可能な観光の戦略的推進	28	・4 地域に共通する持続可能な観光の基本的な考え方について明記する。 ・各島の策定・検討中の観光管理マスタープランを明記し、位置づけを明確化する。
(2) 地域区分ごとの観光利用の方針設定	新規	・地域区分ごとの観光利用の受入方針を明記。 ・推薦地での限定利用の方針と、緩衝地帯の利用のあり方、周辺地域のマストツーリズムの利用のあり方について記載。 ・上記の考え方に基づき、概念図を挿入。
(2-3) 適切な利用コントロールの実施適正利用の推進	28	・各島で実施・検討されている利用コントロールに向けた取組を明記。(例：金作原・山クビリ線等の利用調整検討状況) ・観光事業者やツアーガイドが訪問者への普及啓発に果たすべき役割を明記し、行政との連携により各島で実施・検討されている普及啓発への取組状況、ガイドの質の維持・向上に向けた各島のガイド登録・認定制度の導入・検討状況、人材育成等への取組状況について追記。 ・観光管理にかかる情報収集の結果を踏まえ、可能な範囲で、現在の取組状況について追記。
<del>(3) 観光事業者・ツアーガイド等による管理参加・普及啓発の推進</del>	29	
(4) 観光管理施設の整備	新規	・施設整備の状況等について記載。
(5) 観光による影響に関するモニタリング	新規	・利用状況及び利用に伴う影響把握等のモニタリングの実施について記載。 ・観光事業者や関係団体等との連携・協力について明記。
<del>6-7) 地域社会の参加・協働による保全管理</del>	29	
(1) 開発事業における有効な環境配慮の実施	29	
(2) 地域と協働した保全活動の実施	29	・IUCN 勧告 (4) 「戦略的及び日常的な管理への参画」に対応するため、既存の保全活動等に基づき、地域と協働した保全活動に関する記載を追記。
(3) 普及啓発及び教育活動の実施	30	・地域住民、訪問者等の対象毎に効果的かつ戦略的な普及啓発を実施する旨を追記。 ・各島での取組状況を追記。

目次	頁	修正及び追記の方針
7-8) 適切なモニタリングと情報の活用	30	・ IUCN 勧告 (5) 「総合的モニタリングシステムを完成」に対応するため、記載を拡充。
(1) 推薦地の顕著な普遍的価値のモニタリング	新規	・ モニタリング計画に基づき、適切にモニタリング実施することを明記。 ・ IUCN 勧告 (5) にある「絶滅危惧種の状態・動向、及び人為的直接影響及び気候変動による影響に焦点を当てた総合的モニタリングシステム」ということがわかるように記載。
(1-2) 保全・管理に係る各種事業のモニタリングの実施状況の確認	30	・ 各島の行動計画に関する事業の進捗管理及びモニタリングについて整理。
(2-3) 研究調査・長期モニタリングの実施	30	
(4) モニタリングシステムの最適化と順応的管理への反映	新規	・ モニタリングシステムの見直し方法について記載。 ・ モニタリング結果・評価を踏まえた、管理計画・行動計画の見直し等について、整理。
(3-5) 情報の集約及び共有・活用の推進	30	
6. 管理の実施体制	31	—
1) 関係者の連携のための体制	31	
2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制	31	推薦書に合わせて修正。
3) 情報発信と普及啓発	32	・ 表5 「主要な既存の関連施設」について時点修正。 ・ 新規整備中の施設（やんばる森のビジターセンター、3村連携施設等について追記。 ・ 公式 HP の URL ・ トップページを紹介。
4) 個別管理機関の役割	33	
(1) 環境省那覇自然環境事務所	34	・ 那覇自然環境事務所と現地事務所の位置づけについて、追記。
(2) 林野庁九州森林管理局	34	・ 時点修正。
(3) 鹿児島県	34	・ 時点修正。
(4) 沖縄県	34	
(5) 奄美大島5市町村	35	・ 時点修正。
(6) 徳之島3町	35	
(7) 沖縄島北部3村	35	・ 時点修正。
(8) 西表島1町	35	・ 時点修正。
7. 地域別の行動計画の策定	36	
1) 地域別の行動計画の策定方法	36	
2) 地域別の行動計画	36	
(1) 奄美大島行動計画	36	
(2) 徳之島行動計画	36	
(3) 沖縄島北部行動計画	36	別表3の時点修正。
(4) 西表島行動計画	36	別表4の時点修正。
8. おわりに	37	クライテリアの変更に伴う修正。
参考資料	—	管理計画に必要な資料という視点から、再整理を実施。